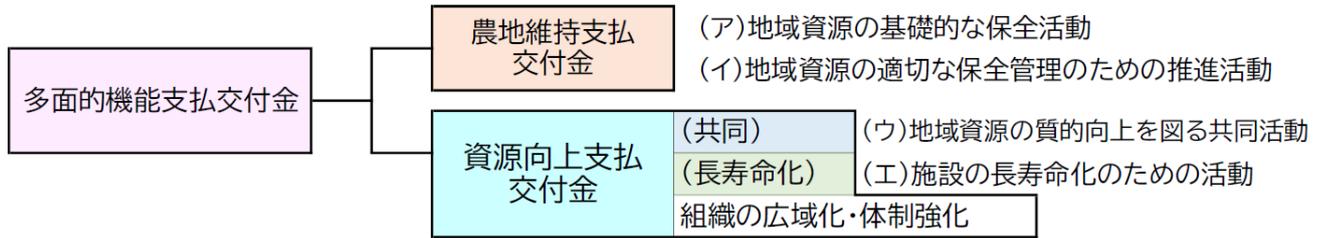


## 第3期

# 多面的機能支払交付金制度の概要

# 1 制度の概要

## (1) 交付金の構成



○対象となる活動：活動計画書に記載した活動 ※計画に記載されていない活動は対象外

農地維持	資源向上(共同)	資源向上(長寿命化)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法面の草刈り</li> <li>・ 水路の草刈り、泥上げ</li> <li>・ ため池の草刈り</li> <li>・ 農道の路面維持等の基礎的な保全活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣害防護柵の補修、設置</li> <li>・ 水路、農道等施設の軽微な補修</li> <li>・ 生態系保全、景観形成</li> <li>・ 雑草対策</li> <li>・ 遊休農地の有効活用、防災、減債力の強化などの多面的機能の増進を図る活動 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の長寿命化のための活動</li> <li>・ 水路の破損部分の補修</li> <li>・ 水路、農道の更新</li> <li>・ ゲート、ポンプの補修</li> <li>・ 未舗装農道の舗装</li> <li>・ 農道路肩、法面の補修</li> <li>・ 土側溝からコンクリート側溝への更新</li> <li>・ ため池の補修 等</li> </ul> <p>※何もないところへの新設はNG 修繕が必要な施設はすべて計画に記載してください。</p>

※記載されていない活動を実施する場合は計画変更が必要です。

(例) 対象農用地、施設の追加 ⇒ 計画書、図面等の更新

(例) 多面的の「施設の長寿命化」

役員会等で毎年の活動内容を協議する際に、「計画書」を確認すること。

### ○必ず行う必要のある活動

農地維持	資源向上(共同)	資源向上(長寿命化)
毎年実施するもの (年度活動計画の策定 ・ 組織運営に関する研修 ・ 作業安全に関する研修 ・ 計画に記載された活動)	毎年実施するもの (水路、農道等の機能診断や補修等 ・ 農村環境保全活動 ・ 多面的機能の増進を図る活動) 期間中1回実施するもの ・ 補修等に関する研修 ・ 広報活動・農村関係人口の拡大	・ 計画に記載した活動 ※当初計画に記載のない工事は実施できません。実施される場合は変更の申請が必要。

## (2) 支援の対象となる組織

活動組織	① 農業者のみで構成される組織
	② 農業者+その他の者（地域住民、団体など）で構成される組織
広域活動組織※	③ 農業者のみで構成される広域組織
	④ 農業者+その他の者（地域住民、団体など）で構成される広域組織

※広域活動組織とは、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、複数の集落(活動組織)、土地改良区など、地域の実情に応じた者から構成される、構成員間の協定に基づく組織(別途、要件あり)。

## (3) 交付金の算定対象となる農用地

- ・ 農業振興地域農用地区域内の農用地
- ・ 多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地
- ・ 地域計画内に含まれている農用地

## (4) 活動期間、活動の組合せ（パターン）及び活動組織

・ 活動期間 原則として5年間とする。（実施要領第1の4（1）及び第2の4（1））

・ 活動パターン 上記の①～④の活動組織につき  
実施可能なパターンは○を、  
実施不可のパターンは×を右表に表示

	活動組織	広域活動組織		条件等注意事項
		③	④	
P1	農地維持	○	○	農業者のみで取り組み可能
P2	農地維持 + 資源向上（共同）	×	○	非農業者がいないと共同はできない
P3	農地維持 + 資源向上（共同） + 資源向上（長寿）	×	○	長寿命は農地維持が前提となる
P4	農地維持 + 資源向上（長寿）	○	○	長寿命は農地維持が前提となる
P5	中山間直払の集落協定締結組織で 別途多面的活動組織を設立した場合 + 資源向上（長寿）	○	○	中山間直払の集落協定締結組織は 長寿命化のみの活動可能

共同活動を取り組む場合は、その他の者（地域住民、団体などの非農業者）を構成員に加えてください。

※地域の実情に沿って活動内容を取捨選択して取り組むことができます。

資源向上の取り組みは必須ではありません。

活動期間（原則5年間）が終了した際は、活動内容の実施の可否についても地域で話し合ってください、実施できる形で取り組んでいただければと思います。

### (5) 交付単価 (円/10a)

	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※交付単価の調整有り	③資源向上支払交 (長寿命化) ※交付単価の調整有り
田	3,000	2,400	4,400
畑	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

○交付金の算定 算定交付金額 = 対象面積 (a) × 基本単価 (円/10a)

#### ○交付単価の調整【減算】

実施される内容に応じて、上記②と③の単価が変動します。下記の例では田で算出していますが、畑と草地も同様に計算いたします。

#### ②資源向上支払交付金 (共同) の田の場合

基本単価 = 2,400 円/10a

⑦長寿命化	実施しない				実施する(×0.75)	
	実施する		しない(×5/6)		実施する	しない(×5/6)
①多面増進	実施する		しない(×5/6)		実施する	しない(×5/6)
②共同活動の活動期間	5年未満	5年以上(×0.75)	5年未満	5年以上(×0.75)	—	—
乗ずる率	1.0	0.75	5/6	0.625	0.75	0.625
交付単価(円/10a)	2,400	1,800	2,000	1,500	1,800	1,500

#### ③資源向上支払交付金 (長寿命) の田の場合

基本単価 = 4,400 円/10a

直営施工 (全部又は一部)	実施する	実施しない
乗ずる率	1.0	5/6
交付単価(円/10a)	4,400	3,666

※R7 から活動組織の規模に関わらず適用  
(活動期間中の活動組織は現行の単価)

### (6) 加算措置

(4) の交付単価とは別に下記の6つの加算措置がされている。

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 (R7 追加 以下2項目)

- ・「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」
- ・「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」

○農村協働力の深化に向けた活動支援 (R6 廃止 経過措置)

○組織の体制強化に対する支援 (R7 新)

○組織の広域化・体制強化に対する支援 (R6 廃止 経過措置)

○水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

⇒県が個別に制度説明会を実施する。希望される協定は担当へお伝えください。

○環境負荷低減の取組への支援(みどり加算) (R7 新)

## (7) 交付金の弾力的活用

○資源向上支払交付金（長寿命化）への流用

※必須活動（活動計画書に定められた活動）の実施を前提に、農地維持支払交付金による資源向上支払（共同）及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施や、資源向上支払交付金（共同）による農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）の活動実施が可能です。ただし、資源向上支払交付金（長寿命化）による農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動は実施できません。



農地維持と資源向上(共同)は  
1つの財布

## (8) 持越金

計画的な活動のため、組織において、活動期間内は交付金の持越が可能

・次年度の交付金の受け入れまでに、どうしても行う活動がある

（例）作付までに農地補修を行う、春先に行う農業体験等の経費に当てる

また、持越額が年交付額の3割を超え、かつ100万円以上となる場合は、持越金の使用予定表の提出が必要となります。

※使い切れる分だけの交付申請を行ってください。使い切れない場合は早めに相談を行ってください。

## 2 活動の手順

### ①組織の設立

活動組織を設立します。設立にあたっては設立総会等を開催します。

事前に、規約や事業計画書、活動計画書の案を作成し、総会で構成員からの合意を得ます。

### ②事業計画の認定（6/30 まで）

集落の現状、将来像、役割分担、活動内容、交付金の使用方法等について、集落の話し合いと合意により作成し、町に提出します。その後、町で内容を確認し認定します。

5年間の途中で変更がある場合、変更認定申請、または変更の届出が必要です。

※2年目～最終年度は年次計画書の提出となります。

### ③交付申請・請求書の提出（7月～8月）

交付金を受け取るための手続きです。時期が近付いたらご案内します。

口座に変更がある場合は事前にご連絡をお願いします。

### ④町の現地確認（9月末～10月中旬）

町により対象農地の現地確認を行います。集落から1名以上の立会をお願いします。1筆1筆見て回り、対象農地が適切に管理されているか、活動されているか確認します。

※現地確認しにくい活動は、写真を残しておいてください。（5年間保存）

（耕作放棄防止等、水路農道の管理、多面的機能増進活動、農地法面・水路農道等の補修、耕作放棄地の復旧、農業生産条件強化の施工前後、有害鳥獣対策等）

現地確認時に取組を確認できなかった活動については、写真等の提出を後日お願いする場合があります。

### ⑤変更申請書・請求書の提出（12月～1月）

国・県からの追加配分があれば実施いたします。時期が近付いたらご案内します。

口座に変更がある場合は事前にご連絡をお願いします。

### ⑥収支報告書の提出

年間の個人の所得を証明する税務関係書類です。

報告対象期間は、1/1～12/31です。

### ⑦活動実績の報告（4/10 まで）

当該年度の活動記録を取りまとめて実施状況報告書を作成し、町に提出します  
報告対象期間は4/1～3/31です。

### ⑧地域資源保全管理構想の策定（活動期間終了までに）

地域で守ってきた資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っただき、構想としてまとめていただくもの。

策定ができなかった場合、補助金を全額返還することになります。

### 3 交付金の使途について

#### 交付金の対象となる経費

支出費目	内容
前年度繰越	前年度からの持越
交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還
利子等	利子等、構成員による活動資金の立替
日当	活動参加者に対して支払った日
購入・リース費	資材（碎石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
外注費	補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など
返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

#### 【支出に当たっての留意点】

##### ○日当の単価等について

現場作業や会議に対する日当、役員報酬等の金額は、各組織が協議・合意の上で決めてよいただき、**組織の規約等に必ず明記すること。**

「暗黙の了解」ではなく、第三者が見ても理解できるように。

（例）草刈、水路掃除⇒1,000円/時間

町説明会や事務研修への参加⇒2,000円/回

役員報酬（年額）⇒会長5万円、副会長3万円、会計3万円、監事1万円

##### 【参考とする単価】

- ・ 地域別最低賃金
- ・ 地方公共団体単価（日南町の非常勤職員単価）
- ・ 地域別組織単価（営農組合単価、水利組合単価、自治会単価）
- ・ 農作業単価（農業委員会の農作業標準料金等）

○飲食費について

- ・ 交付金の対象となるのは、原則として茶菓子代まで
  - ・ (OK) 会議の際の飲み物、お茶菓子
  - ・ 現場作業における飲み物、軽食 ※半日作業の場合、食事は認められない
  - ・ (NG) 1食分と認められる量の食事(弁当、オードブル等)  
 夜間の会議であっても、夕食に相当するような支出を交付金から負担することは認められない  
 視察等における食事も、飲食費として交付金から支払うことはできない  
 アルコール類は全て認められない(視察土産含む)
- (注意) 交付金の会計以外から直接支出することまでは問われないが、活動記録及び写真等に食事、アルコール類に係る内容が上がらないように注意すること

※食事代について(鳥取県、農政局の見解)

- ① 作業を午前から午後にかけて行う場合 ⇒ 支出は適正である  
 (例) 午前10時～午後2時
- ② 作業が半日で終わる場合 ⇒ 適正と認められない場合がある  
 (例) 午前9時～12時 午後1時～午後4時

○中山間地域等直接支払と多面的支払いの重複

共同で行う水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈りにかかる支出は、多面的機能支払の「農地維持支払」の予算から支出してください。

(例) 日当、消耗品(チップソー、燃料等)、飲料など

○支払いの立替について

交付金残高の不足により、別の資金により立替を行う場合は、必ず交付金の口座に入金したうえで支払いを行い、出納簿に記録する(後日、同額を交付金より負担)

(理由) 出納簿や通帳に記載された金額と、支出証拠書類の金額に差が生じる

(例) 補修工事費20万円のうち、10万円を立替

令和5年 金銭出納簿(〇〇組織)				
月日	内容	金額	相手	No.
4/1	前年度繰越	100,000円		
4/20	〇〇補修	▲100,000円	□□□	①
	.			
	.			

残高を超える支払いが必要な場合、支払い前に立替金を入金し、出納簿へ記録を!

〇〇組織	御中	①
	領収書	
	¥200,000円	
△△△	補修工事費として	
〇年4月10日	□□□	

立替金が出納簿に記載されていないと、総額20万円をどのように支払ったか不明  
 (差額10万円はどこから?)

## 【会計書類の留意点】

### ○組織や予算の規模に関わらず、「出納簿」「通帳の写し」は必須

これらの証明として、領収書等の支出伝票が別途必要となる

### ○高額な支出を伴う活動を実施する場合、事業費を抑えるために相見積が推奨されている

(相見積が推奨されるもの)

多面的⇒費用の掛かる長寿命化の工事 など

(不要な場合)

災害による被災のために、早急な処理が必要なもの など

### ○日当等の支払い

活動取り組み者の受領確認書(本人印またはサイン)を付ける。口座振込により支払う場合、金融機関の受付印が押された書類で代用できる。

ただし、「対象活動、実施日時、誰に、何円」を明確にした根拠を添付すること。

### ○支出伝票の管理

町役場へはコピーを提出し、原本は組織内で保管する

出納簿の収支記録と照合しやすくするため、共通の管理番号を付与すると便利

伝票が重なったままコピーされており、内容を読み取れない場合があるため、重ならないように

(例)	〇〇組織 御中 ①	目録 御中 ②
	領収書	領収書
	¥10,000円	8,800円
	△△△ 購入費として	各工事費として
	〇年〇月〇日	〇日
	(株)〇〇〇	☆☆☆建設

金額、日付、支払内容  
読み取れない!

## 交付金の支出対象とならない経費

支出費目	内容
農業者の営農活動にかかる経費	・ 営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の運 転経費 ・ 営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
多面的機能の発揮と関連しない経費	・ 活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・ 接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
他団体への寄付	・ 他団体への寄付・助成 ・ 他団体の経常的運営に必要な経費
他事業の地元負担への充当	・ <u>他事業による施設整備・補修等の地元負担</u>
管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・ 国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、市町村に相談のこと
自ら実施する必要があるものに要する経費	・ 活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

## ○注意すべき不適切な実施例

## 本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出

- ・ 本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・ 本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・ 認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・ 活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて定められた管理者が管理する施設のうち、慣行として地域で管理すべき水路等の施設や農用地と一体的に管理しているものについては、共同活動の対象とすることができる場合があります。

## 【その他留意事項】

- ・ 交付金は、協定参加者の合意のもとに使用方法を決定してください。
- ・ 協定書に記載した内容を基に支出してください。
- ・ 領収書の原本を保管しておいてください。（5年間保存）

## 【財産管理台帳について】

交付金により共有財産を取得した場合は、財産管理台帳の作成が必要です  
交付金により更新を行った施設（農道、水路等）も財産となります。

※更新…農道のアスファルト舗装、水路のコンクリート舗装  
水門の更新 など

### ○注意すべき不適切な実施例

#### 財産管理台帳の記載・作成漏れ

- ・更新等を行った施設（水路・農道等）、取得した機械（草刈機等）や器具（パソコン、プリンター、カメラ等）の財産管理台帳への記載漏れ
  - ・活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ
- ※上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

## 4 交付金の返還について

適切な管理、執行がされていなかったり、計画に記載のない活動を実施、計画に記載された活動が未実施だった場合、交付金の全部または一部を事業計画（原則5年間）に遡って返還することになります。ただし、自然災害その他やむを得ない理由（農業者の死亡、高齢または農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する場合に伴う認定農用地または対象農用地の減少等）が認められる場合は、交付金の返還が免除されます。

### 【協定農用地についての交付金を協定認定年度に遡って返還】

- ・多面的機能を増進する活動、水路・農道等の維持管理が行われなかった場合  
※協定参加者全体で達成すべきものが達成されなかった場合は、基礎単価、体制整備、加算部分それぞれについて、協定農用地全体が遡及返還の対象となる。
- ・活動期間の終了年度までに「地域資源保全管理構想」を策定できなかった場合。

### 【当該転用部分のみについての交付金を、協定認定年度に遡って返還】

- ・集落協定に参加する新規就農者または農業後継者、その他の協定に参加する農家以外の者の住宅に供するため、協定農用地の一部を農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経たものであって、市町村長が他に適切な住宅用地がないこと及び集落協定に定める活動に支障がないことを判断した場合
- ・林業又は水産業関連施設への用地に転用する場合

## 5 返還の免責事由

### 1. 交付金の返還を免除

病気の回復、災害からの復旧等を除き、当該農用地については当該年度以降の交付金の交付は行わない

- ① 農業者の死亡、病気、高齢等により農業者本人もしくは、その家族の病気その他これらに類する事由により、農業生産活動等の継続が困難な場合
- ② 自然災害の場合（復旧計画を作成し、最終年度までに復旧が行われなかった場合は、当該農用地について、遡及返還となる。）
- ③ 土地収用法等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は収用適格事業（土地収用法第3条）の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合
- ④ 農地転用の許可を受けて農業用施設用地等とした場合
  - ア 農業用施設用地に転用した場合  
予定がある場合は、対象農用地としないこと
  - イ 自己施工により農道又は水路に転用した場合
  - ウ 公共事業により資材置き場等として農用地が一時的に使用（当該事業が土地収用事業等であり、事業終了後に農用地に復旧されるものに限る。）される場合。この場合は、農用地として農業生産活動等が開始された年度から交付金の交付対象とする。
- ⑤ 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、町のコンパクトビレッジ構想への用地とする場合

## 6 制度の変更点について

### ○環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化

#### 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) 【R7追加】

令和7年度から、全ての活動組織等が「環境負荷低減のチェックシート」に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細はパンフレットを御覧ください。👉



⇒【環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）チェックシート解説書】を参考にしてください。

### ○長寿命化単価の見直し

長寿命化の単価において、これまでは「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」こととしていたが、活動組織の体制強化に向けて活動支援班の設置を促進する観点から、「活動支援班を有する広域活動組織の規模を満たす組織、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる」こととする。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

改正：活動支援班を有する広域活動組織の規模を満たす組織、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置あり）

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす	
		活動支援班なし	活動支援班あり
直営施工なし	5/6単価	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価	

加算措置 ③組織の体制強化への支援（活動支援班加算）【R7拡充】

広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合、**40万円/組織**を支援します。

加算単価

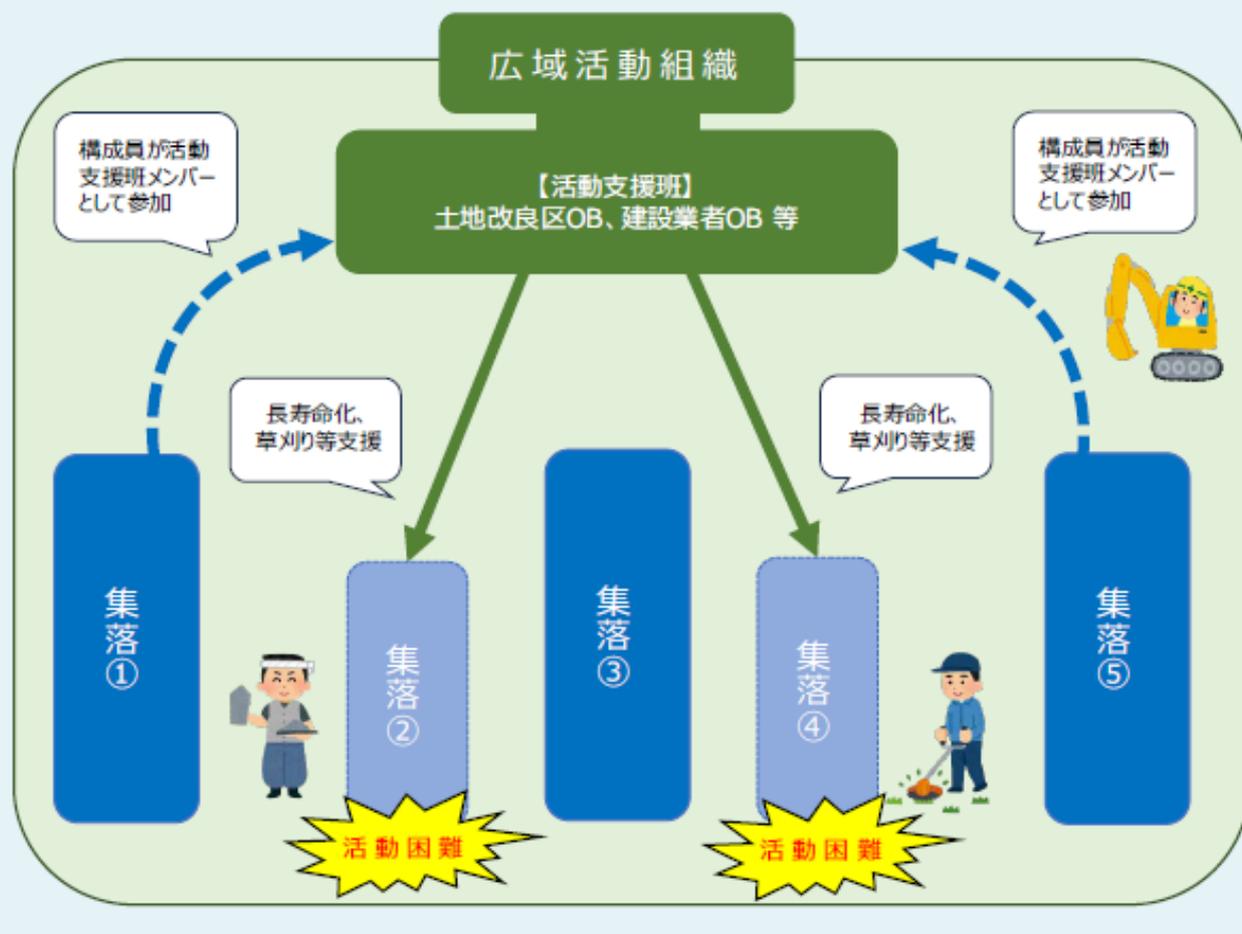
区分	加算単価
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40万円/組織

<加算措置の要件>

活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を新たに設立し、併せて活動支援班を設置すること

※既に広域活動組織を設置している場合は、本加算の対象外。ただし、多面的機能の増進を図る活動「広域活動組織における活動支援班による活動の実施」は対象となる。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



活動支援班加算の対象となる場合

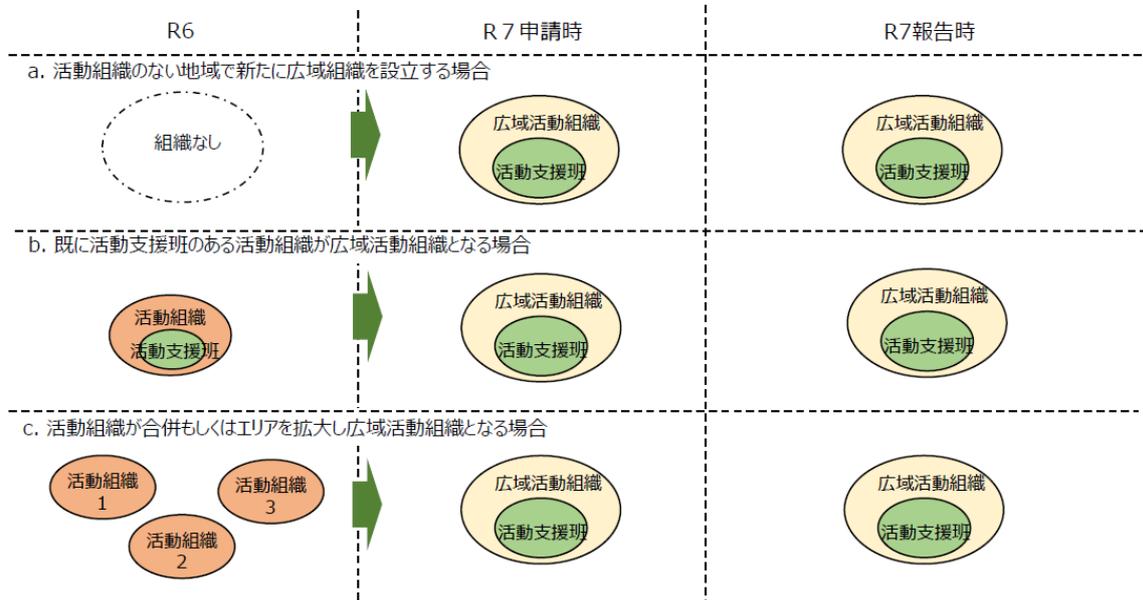
活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合。

※活動支援班の活動の有無は要件としない。（増進項目は、活動の有無は要件となる。）

加算対象例	前提：広域化と併せて活動支援班を設置すること	加算対象外例	※1 fを除く、いずれの場合でも増進項目は増やすことが可能		
	R6	R7※1	R6	R7※1	
a. 活動組織のない地域で新たに広域組織を設立する場合			d. すでに広域活動組織である場合		
b. 既に活動支援班のある活動組織が広域活動組織となる場合			e. すでに広域活動組織があり、エリアを拡大する場合		
c. 活動組織が合併もしくはエリアを拡大し広域活動組織となる場合			※2 広域活動組織aが広域活動組織bの認定農用地面積の20%以下であれば支援を受けることが可能		
			f. 活動組織に活動支援班を設置する場合		

【参考】活動支援班加算の申請事例

広域活動組織と活動支援班を設立し、事業計画の認定後に加算を受ける



複数の活動組織が合併し、広域活動組織を設立する場合、中心となる1活動組織に限り、広域活動組織と活動支援班の設立に取り組む年度から加算措置を受ける。



※交付を受けた年度の実施状況報告の際に広域協定書の認定通知書の写しと活動支援班の設置が分かる構成員名簿を市町村長に提出する必要

状況によって対象となるかならないか決まります。ご不明な点は個別にご相談ください。

**加算措置 ④環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）【R7拡充】**

化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行う、以下の対象取組について、実施面積に対し、交付を行います。なお、同一ほ場で複数の取組を実施した場合においても、受けられる加算は1つの取組分のみです。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

区分	加算単価
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等（作溝実施）	4,000
江の設置等（作溝未実施）	3,000

※R7年度から5年間以上実施した地区は、単価に0.75を乗じた額になります。

＜対象取組＞

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、中干し延期、江の設置等\*

※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道府県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能とします。

R6 まで日南町内の実績なし

＜加算措置の要件＞

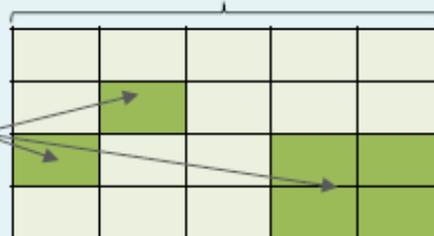
- ① 対象取組について、P13に示す要件を満たすこと（毎年度実施）。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと（毎年度実施）。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

＜加算対象面積の考え方＞

本加算の実施面積（畦畔及び法面積を含めない）を加算対象面積（a単位）とします。

加算対象面積 = 本加算の実施面積（畦畔及び法面積を含めない）

資源向上（共同）の対象農用地



## ◎ 6月30日までにご提出いただきたいもの

制度改正に伴い、様式が変更となりました。

町ホームページに電子ファイルを掲載しています（本紙P1リンク）

メールでも配布いたしますので、ご希望の方はお伝えください。

※すでにメールアドレスを把握している方にはこの説明会終了後送信いたします。

紙で配布をご希望の方についても、配布を行いますので説明会終了後に申し付けください。

### ○新規活動組織に提出していただくもの

※令和6年度に活動期間が終了し、令和7年度も活動を継続する組織も含む計画の認定が必要となります。認定の申請様式と計画書およびその添付資料が必要です。

No	提出物	提出〆切
1	(様式第1-1号) 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	6月30日
2	(様式第1-2号) 多面的機能発揮促進事業に関する計画	
3	(様式第1-3号) 農業の有する多面的機能の発揮の促進事業に関する活動計画	
4	(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）	
5	(別添1) 実施区域位置図 ※対象農地、施設（農道、水路、ため池）の場所がわかるもの。 ⇒白地図が町にあります。ご相談ください。	
6	(様式第1-11号) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック） チェックシート	
7	(規約別紙) 構成員一覧	
8	(様式第1-4号) 長寿命化整備計画書 ※活動計画書の資源工場支払（長寿命化）において、1件あたり200万円以上の工事がある場合は作成してください。	

○活動期間中の組織に提出していただくもの

計画の認定は不要となりますが、下記に該当する場合は変更の認定の申請が必要です。

- ・ 対象農用地面積の変更
- ・ 管理する対象施設の変更
- ・ 活動の追加、中止または廃止
- ・ 活動期間の延長

その他変更事項がある場合は、別途ご相談ください。

No	提出物	提出〆切
1	(参考様式第4号) 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請について ※上記の変更の認定申請が必要な事項に該当する場合のみ	6月30日
2	(様式第1-2) 多面的機能発揮促進事業に関する計画	
3	(様式第1-3) 農業の有する多面的機能の発揮の促進事業に関する活動計画	
4	(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)	
5	(別添1) 実施区域位置図 ※対象農地、施設(農道、水路、ため池)の場所がわかるもの。 ⇒白地図が町にあります。ご相談ください。	
6	(様式第1-11号) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート	
7	(規約別紙) 構成員一覧	
8	(様式第1-4号) 長寿命化整備計画書 ※活動計画書の資源工場支払(長寿命化)において、1件あたり200万円以上の 工事がある場合は作成してください。	

## 事務処理・書類管理等について

### 鳥取県による事務調査、会計検査院による検査等から事例紹介

#### ○作業日誌および写真の指摘事項

日誌…作業日、場所、参加者、活動内容を必ず記載

写真…活動写真を数枚撮影し、日誌とあわせて提出

※「農地維持活動」については、写真の提出が任意となります。

#### ○支出伝票等について

(例) 重なったままコピーされており、日付や相手先が一部確認できない

⇒通帳を紙に貼り付けて保管、コピーする場合、重ならないように

#### ○農道・水路等の工事を外注によって行う場合

(例) 高額な事業費にも関わらず見積書が1枚しか無い、あるいは存在しない

⇒複数の見積書を徴し、契約業者を決めることが原則（目安：3者）

#### ○長寿命化の実施について

工事過程において「直営作業」が一切含まれない場合、交付単価が5/6に減額されます。事前作業として実施する現場周囲の草刈や泥上げ、資材の事前発注なども直営作業も含まれるため、全てが外注にならないようご注意ください。

#### ○工事の写真について

直工、外注のいずれにおいても、補修対象施設の写真を撮影し、実施状況報告にあわせて提出してください（着手前、完了時と最低2種類の写真）。

#### ○立替金の処理について

(例) 立替による支出を行った後、そのまま会計を締めてしまう。

⇒立替対応を行った後、極力早めに整理すること

#### ○持越金の扱い

(例) 持越金の使途について、提出資料に記載されておらず不明瞭

⇒次年度事業における使途について、総会議事録等に明記すること

特に、高額の事業費が予想されるものは忘れずに

#### ○飲食費に相当する支出

##### ①対象となる

- ・現場作業参加者への飲み物代
- ・会議の際の飲み物、お茶請け（適当な量であること）

##### ②対象にならない

- ・アルコール類（贈答用を含む）
- ・娯楽活動（カラオケ等）

## 令和7年度の予算について

○予算の動向について（本年度の当初予算）

「農地維持」…要望額に対し、100%内示されています。

「共同活動」…要望額に対し、100%内示されています。

「長寿命化」…要望額に対し、約66%内示されています。

そのうち5%を県が一部留保し、提出された計画書の面積を元に再配分が行われる予定

※今年度活動が終了となる活動組織において、長寿命化の予算が使い切れないなどの懸念がある場合は早急にご相談ください。

## 農政局が行う抽出検査

今年度は日南町（3組織）と江府町（3組織）で検査が実施される予定です。

まだ対象となる組織は伝えられていませんが、対象となった場合はご協力をお願いいたします。

## 田んぼダム推進のための出前研修会（県主催）

鳥取県西部で取組が少なく、拡大強化を目的に活動組織を対象とした出前研修を実施いたします。

ご希望の方は、7月中旬までに町担当者までご連絡ください。

要望いただいた組織への研修会は、日程を調整して7月～12月に開催予定です。